



# 鳥取県公報

平成 24 年 8 月 10 日 (金)  
号外第 74 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例 (52) (県民課) . . . . . 3
- 鳥取県災害対策本部条例の一部を改正する条例 (53) (危機管理政策課) . . . . . 6
- ◇ 規 則 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則  
(60) (子ども発達支援課) . . . . . 7

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県情報公開条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

特例民法法人が一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益財団法人に移行したことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県情報公開条例の一部改正

定義について定めた規定中、実施機関である財団法人鳥取県観光事業団及び財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会の名称を改める。

(2) 職員の給与に関する条例の一部改正

給与からの控除について定めた規定中、控除の対象となる保険を取り扱う財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部の名称を改める。

(3) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

職員の派遣について定めた規定中、職員を派遣することができる財団法人鳥取県産業振興機構、財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び財団法人鳥取県体育協会の名称を改める。

(4) 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正

事務の委託について定めた規定中、社団法人鳥取県歯科医師会の名称を改める。

(5) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県災害対策本部条例の一部改正について

1 条例の改正理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 目的について定めた規定中、引用している災害対策基本法の条項を改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立総合療育センターにおいて、障害者自立支援法の生活介護に係る昼食の提供をした場合、同法による介護給付費に加算が行われることに鑑み、昼食の提供に係る使用料の額を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立総合療育センターで行う生活介護において昼食を提供する場合の使用料の額を、次のとおり改める。

現行	改正後
1食 530円	ア 市町村民税非課税者 140円 イ 低所得者 300円 ウ その他の者 530円

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とし、平成24年4月1日から適用する。

# 条 例

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第52号

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人(財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、<u>一般財団法人鳥取県観光事業団</u>、<u>公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会</u>及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人(財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、<u>財団法人鳥取県観光事業団</u>、<u>財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会</u>及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、<u>公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥</u></p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、<u>財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支</u></p>

<p>取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p><u>部（昭和30年7月6日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人の鳥取支部をいう。）</u>及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)～(8) 略</p>
---	--

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>公益財団法人鳥取県産業振興機構</u></p> <p>カ～ク 略</p> <p>ケ <u>公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構</u></p> <p>コ・サ 略</p> <p>シ <u>公益財団法人鳥取県体育協会</u></p> <p>ス 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>財団法人鳥取県産業振興機構（昭和48年7月23日に財団法人鳥取県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>カ～ク 略</p> <p>ケ <u>財団法人ふるさと鳥取県定住機構（平成6年9月30日に財団法人ふるさと鳥取県定住機構という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>コ・サ 略</p> <p>シ <u>財団法人鳥取県体育協会（昭和48年12月22日に財団法人鳥取県体育協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>ス 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

(鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立歯科衛生専門学校を設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(事務の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を<u>一般社団法人鳥取県歯科医師会</u>に委託する。</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関する事務並びにこれに附随する事務を<u>社団法人鳥取県歯科医師会</u>（昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）に委託する。</p>
--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第53号

鳥取県災害対策本部条例の一部を改正する条例

鳥取県災害対策本部条例（昭和37年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条第 8 項</u> の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <u>第23条第 7 項</u> の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第60号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 この規則において「生活介護」とは、障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>

第2条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

施設名	食事の提供	項目	使用料の額	
鳥取県立皆成学園	朝食	(1) 市町村民税非課税者又は低所得者（以下「低所得者等」という。）の短期入所に係る利用の場合	1食 230円	
		(2) (1)の場合以外の場合	1食 400円	
		昼食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食 300円
			(2) (1)の場合以外の場合	1食 530円
		夕食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食 370円
			(2) (1)の場合以外の場合	1食 650円
	おやつ		1食 50円	
	光熱水費（障害児入所支援又は短期入所に係る利用の場合に限る。）		1日 320円	
	おむつ（大人用）（障害児入所支援に係る利用の場合に限る。）		小サイズ1枚 90円 中サイズ1枚 100円	
	鳥取県立総合	食事の提供	朝食 (1) 低所得者等の短期入所に係る利用	1食 230円

療育センター	供	の場合			
		(2)	(1)の場合以外の場合	1食 400円	
	昼食	(1) 市町村民税非課税者の生活介護又は障害児通所支援に係る利用の場合		1食 140円	
		(2) 低所得者の生活介護若しくは障害児通所支援又は低所得者等の短期入所に係る利用の場合		1食 300円	
		(3) (1)及び(2)の場合以外の場合		1食 530円	
	夕食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合		1食 370円	
		(2) (1)の場合以外の場合		650円	
	光熱水費 (短期入所に係る利用の場合に限る。)			1日 320円	
	薬剤容器	投薬瓶	30ミリリットル		20円
			100ミリリットル		30円
			200ミリリットル		40円
		軟膏容器	20グラム		10円
			30グラム		20円
			50グラム		40円
	点鼻噴霧器		1セット	30円	
	おむつ	大人用	特小サイズ1枚		70円
			小サイズ1枚		90円
			中サイズ1枚		100円
		子供用	大サイズ1枚		30円
			特大サイズ1枚		50円
尿とりパット		男性用1枚		20円	
	女性用1枚		20円		
	男女兼用1枚		30円		
衛生器具	吸引カテーテル		30円		
	多用途チューブ	6フレンチサイズ		150円	
		8フレンチサイズ		160円	
	栄養カテーテル		110円		
	カテーテルチップ		70円		
	注射器	1ミリリットル		20円	
		2.5ミリリットル		10円	
		5ミリリットル		10円	
		10ミリリットル		10円	
		20ミリリットル		20円	
		50ミリリットル		60円	
	栄養セット		1組	140円	
	輸液セット		1組	110円	
	経腸栄養セット		1組	1,260円	
栄養ボトル			360円		
注入器			100円		
ネラトンカテーテル			40円		
アルコール	100グラム		150円		



		綿花	200グラム	190円
		人工鼻	カニューレ用	540円
			呼吸器用	630円
		カラー注射器		10円
	歯ブラシ	ナイロン毛		160円
		P B T毛 (大人用)		80円
		P B T毛 (子供用)		90円
		スポンジ		20円
	クリーニ ング	子供用衣類	色物1枚	50円
			色物以外のもの1枚	30円
		タオル	1枚	20円
		バスタオル	1枚	40円
		靴下	1組	10円
		付添用寝具	1日	130円
鳥取県立鳥取 療育園及び鳥 取県立中部療 育園	食事(昼 食)の提 供	(1) 市町村民税非課税者の場合	1食	140円
		(2) 低所得者の場合	1食	300円
		(3) 低所得者等以外の場合	1食	530円

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の規定は、平成24年4月1日以後の鳥取県立総合療育センターの利用に係る費用の徴収について適用する。